

第21章 金融検査の実施状況

第1節 平成15検査事務年度の検査計画及びその実績（資料21-1-1～14参照）

1. 平成15検査事務年度は、「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に基づき、前検査事務年度において実施された各種施策や金融機関を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、厳正で実効性のある検査を実施してきたところである。
2. 業態別に見ると、
 - (1) 銀行等に対する検査については、主要行グループに対して、前検査事務年度に導入した通年・専担検査体制を継続し、主要行の資産査定の厳格化を徹底させる等の観点から深度ある検査の一層の推進に努め、地域銀行に対しては「金融検査マニュアル」に基づく検査を順次実施しているところである。更に、特別危機管理銀行に対するガバナンスの検証に重点を置いた検査、システム統合を予定している銀行等に対してシステムリスク管理態勢の検証を目的とした検査等を実施した結果、検査実施件数は年度計画を上回るものとなっている。
 - (2) 信用金庫及び信用組合に対する検査については、金融検査マニュアルに基づく検査を順次実施しており、15検査事務年度において、全ての信用金庫及び信用組合に対する1巡目検査を終了し、現在は、2巡目検査に取り組んでいるところである。
 - (3) 保険会社等に対する検査については、金融機関グループへの一体的な実態把握を行うなど実効性のある検査の実施に努め、ほぼ年度計画通りとなっている。
 - (4) 証券会社等（投資信託委託業者及び投資顧問業者を含む）に対する検査については、証券取引等監視委員会と連携するほか、金融機関グループへの一体的な実態把握を行うなど実効性のある検査の実施に努め、年度計画を上回るものとなっている。
3. 政策金融機関及び日本郵政公社に対する検査については、各機関の特性も踏まえ、自己査定の正確性、償却・引当の適切性、内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル、保険検査マニュアル等を用いた検査の実施に努め、年度計画通り5つの機関について検査を実施したところである。
4. また、外国金融機関等に対する検査については、平成14検査事務年度に引き続き、銀行、証券、信託銀行等をグループとして一体的に検査を行うなど、効果的な実態把握に努めたところである。
5. このほかに、金融庁において、労働金庫連合会に対して厚生労働省と共同して検

査を実施したほか、名古屋証券取引所に対して証券取引等監視委員会と連携して検査を実施したところである。

財務（支）局においては、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び労働金庫等の共同検査を他省庁等と合同で実施したところである。また、貸金業者や前払式証票発行者等に対しても検査を実施したところである。

6．これらの結果、平成 15 検査事務年度（15 年 7 月～16 年 6 月）における検査実施数は、年度計画 835 件に対し、16 年 6 月 30 日現在 853 件となっているところである。

（注 1）14 年 7 月以降の検査実績を追補した 14 検査事務年度の検査実施数及び検査実施状況は、資料 21 - 1 - 15～19 参照。

（注 2）金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料 21 - 1 - 20 参照。